



® 平成 30 年 5 月 30 日 (水)
No. 14698 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆アセアン諸国の知的財産制度
ー第10回ー フィリピン (下) …………… (1)

☆知的財産関連ニュース報道 (韓国版) …… (12)
☆知的財産研修会 (職務発明制度の改訂実務) … (15)

アセアン諸国の知的財産制度

ー第10回ー フィリピン (下)

日本大学法学部 (大学院法学研究科)
教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、アセアン諸国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、フィリピンの知的財産制度のうち、商標制度、著作権制度を中心に解説する。

2. 総論

近年、フィリピンでは、知的財産制度の整備が推

進されており、2012年7月25日には、マドリッド協定議定書が発効し、同日からマドリッド協定議定書による国際登録出願の受理が開始されている。その他の条約については、フィリピンは、1951年にベルヌ条約に加盟し、1965年にパリ条約に加盟し、1995年にTRIPS協定に加盟している。また、1984年にローマ条約に加盟し、2001年にPCT条約に加盟し、2002年にWIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約



INTELLECTUAL PROPERTY LAW

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

TOKYO WTC HARAKENZO
45th Anniversary in 2021

会長 弁理士: 原 謙 三
所長 弁理士: 福井 清

副所長 弁理士: 黒田 敏朗
副所長 弁理士: 今野 信二
副所長 弁理士: 藤田けんじろう
副所長 弁理士: 長谷川 和哉
特許部長 弁理士: 村上 尚
大阪法務部長 弁理士: 八谷 晃典
東京法務部長 弁理士: 石黒 智晴
外国専門部長 弁理士: 岡部 泰隆
特別顧問 弁理士: 小池 隆綱
特別顧問 弁理士: 木下 雅晴

弁理士: 山口 充子
弁理士: 松村 一城
弁理士: 野山 孝
弁理士: 木村 佳宏
弁理士: 中尾 守男
弁理士: 須賀 孝
弁理士: 鶴田 健太郎
弁理士: 村橋 麻衣子
弁理士: 西山 泰生
弁理士: 山本 輝

弁理士: 髭 善彰
弁理士: 山崎 由貴
弁理士: 塩川 信和
弁理士: 川人 正典
弁理士: 青野 直樹
弁理士: 山下 広大
弁理士: 淵岡 栄一郎
弁理士: 長尾 誠
弁理士: 鷺見 祥之
弁理士: 竹野 直之

弁理士: 五味多 千明
弁理士: 謝 博超
弁理士: 武田 憲学
弁理士: 芦田 文人
弁理士: 西田 佳子
弁理士: 五位野 修一
弁理士: 樋口 智夫
弁理士: 池田 抄太郎
弁理士: 夫馬 直樹
弁理士: 森山 浩

弁理士: 黒河 志実
弁理士: 北岡 瞬
弁理士: 伊藤 茂稔
中国弁理士: 包 金成
USACPTA登録弁理士: 岡部 泰隆
EUIPO登録弁理士: 八谷 晃典
UKA登録弁理士: 新井 孝政
MCA登録弁理士: ユング アルフ
弁理士: 夫馬 直樹
中国登録弁理士: 孫 欧

韓国登録弁理士: 張 軫鉉
台湾登録弁理士: 吉田 良子
タイ登録弁理士: 鶴田 健太郎
インド登録弁理士: 淵岡 栄一郎
心労力登録弁理士: 川人 正典
大阪商標登録弁理士: 武田 憲学
東京商標登録弁理士: 山崎 由貴
大阪府登録弁理士: 五味多 千明
東京府登録弁理士: 池田 抄太郎

東京本部 〒105-6121 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル21階
大阪本部 〒530-0041 大阪市北区天神橋2-北2-6 大和南森町ビル
広島事務所 〒730-0032 広島市中区立町2-23 野村不動産広島ビル4階
名古屋事務所 〒453-6109 名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルケ-9階

TEL: 03-3433-5810 FAX: 03-3433-5281 iplaw-tyk@harakenzo.com
TEL: 06-6351-4384 FAX: 06-6351-5664 iplaw-osk@harakenzo.com
TEL: 082-545-3680 FAX: 082-243-4130 iplaw-hsm@harakenzo.com
TEL: 052-589-2581 FAX: 052-589-2582 iplaw-ngy@harakenzo.com

当事務所のホームページ <http://www.harakenzo.com>

最新のIP情報を掲載中(随時更新)

<総勢約250名>

に加盟している。

フィリピン知的財産庁と日本国特許庁は、協力関係が強化されており、2016年度は、メカトロニクス分野における日本国特許庁の特許審査官がフィリピンに派遣されている。フィリピンからは、フィリピン知的財産庁長官等が、日本国特許庁を訪問するとともに、日本の関係機関等との意見交換が行われている。

また、2002年1月より、フィリピン知的財産庁が受理したPCT国際出願の国際調査・国際予備審査は、日本国特許庁が管轄している。また、2012年3月から開始したフィリピンと日本の特許審査ハイウェイ(試行プログラム)は、2015年3月より更に5年間延長されている。今後とも、フィリピン知的財産庁と日本国特許庁の協力関係が強化されることに期待したい。

3. 商標制度 (知的財産法)

フィリピンの知的財産法は、2013年3月22日に改正法が施行され、現在に至っている。以下では、この改正法に基づいて、フィリピンの商標制度について解説する。(以下、この章では、括弧書の条文は、特に指示がない場合には、フィリピン知的財産法の条文を示す。)

(1) 保護対象

「標章」とは、「商品又はサービスを識別することができる可視標識」として定義されている (121.1条)。

また、「団体標章」とは、「出所その他の共通の特性を識別することができる可視標識」として定義され、「共通の特性には、登録された団体標章の権利者の管理のもとにその標識を使用する個々の企業の商品又はサービスの質を含む。」と規定されている (121.2条)。

なお、連合商標、証明商標、防護商標制度は、採用されていない。

<解説>

フィリピンでは、標章の定義規定から、立体商標、色の組み合わせ、ホログラムは認められるが、音、匂い、味、単色、動く商標などは、商標として認められていないと考えられる。

(2) 登録要件 (相対的登録要件)

次の標章については、登録を受けることができない (123.1条)。

①他の権利者に帰属する登録された標章又は先の出願日若しくは優先日を有する標章に同一であって、かつ、次の何れかに係る標章 (123.1 (d) 条)

(i) 同一の商品又はサービス

(ii) 密接に関連する商品又はサービス

(iii) 欺瞞するか若しくは混同を生じさせる虞がある程に類似している場合

②フィリピンにおいて登録されているか否かを問わず、フィリピンの権限のある当局により出願人以外の者の標章として国際的に及びフィリピンにおいて広く認識されていると認められた標章に同一であるか若しくは混同を生じさせる程に類似しているか又はそのような標章の翻訳であり、かつ、同一又は類似の商品又はサービスに使用する標章 (123.1 (e) 条)

③上記②に従って広く認識されていると認められ、かつ、登録されている商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて、フィリピンにおいて登録されている標章に同一であるか若しくは混同を生じさせる程に類似しているか又はそのような標章の翻訳である標章 (123.1 (f) 条)

(3) 登録要件 (絶対的登録要件)

次の標章については、登録を受けることができない (123.1条)。

①反道徳的、欺瞞的若しくは中傷的な事項、又は、個人、団体、宗教若しくは国の象徴を傷付け、それらとの関連を誤認させるように示唆し、若しくはそれらに侮辱若しくは汚名を与えるおそれがある事項からなる標章 (123.1 (a) 条)

②フィリピン、フィリピンの政治上の分権地若しくは外国の国旗、紋章その他の記章、又はそれらに類似したものからなる標章 (123.1 (b) 条)

③存命中の特定の個人の氏名、肖像若しくは署名からなる標章 (ただし、その者の承諾を得ている場合を除く) 又はフィリピンの故大統領の氏名、署名若しくは肖像からなる標章 (ただし、